

# 産業構造審議会知的財産分科会 第25回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和6年1月29日（月） 15：30～16：10

場所：WEB会議室

○猪俣室長 定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第25回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。よろしくお願いいたします。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、討議事項と所要時間を勘案し、全ての委員の皆様がTeamsによる参加となります。

議事の公開につきましては、本小委員会では、一般傍聴者及びプレスの方々もTeamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、カメラをオンに設定していただき、御発言される際を除き、マイクはオフに設定をお願いいたします。

なお、御発言いただく際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、マイクをオンに設定していただき、発言が終了した後に、マイクをオフにし、手を下ろしていただきますようお願いいたします。

本日は、オブザーバーとして、内閣府知的財産戦略推進事務局、法務省民事局及び刑事局に御出席いただいております。委員の方々につきましては、全員出席いただいているところでございます。

それでは、これより先の議事進行は岡村委員長にお願いしたいと存じます。

○岡村委員長 岡村でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局から本日の資料につきまして確認をお願いいたします。

○猪俣室長 事前に皆様に送付した資料を確認させていただきます。資料1・議事次第、資料2・委員名簿、資料3・解釈の明確化について、資料4・パブリックコメントにおける主な御意見及びそれに対する考え方、資料5・「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂案に対する技術的修正、参考資料1・限定提供データに関する指針（案）（パブリックコメント後）、参考資料2・秘密情報の保護ハンドブック（案）（パブリックコメント後）でございます。

配付物に不足などございましたら、お申し出ください。

○岡村委員長 ありがとうございます。不足などはありませんでしょうか。——特にないようですので、それでは、初めに事務局から本日の議題につきまして説明をお願いいたします。

○猪俣室長 議事次第、資料1を御覧ください。本日は、最初に、議題2・不正競争防止法の解釈明確化のための逐条解説の改訂において、以前御議論いただきました昨年の法改正に関連する逐条解説の見直し以外の解釈の明確化を図るべき論点について御議論いただきたいと考えております。

また、前回の御議論を踏まえた上で昨年12月にパブリックコメントを実施させていただきましたが、議題3・「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂に向けたパブリックコメントの結果について において、パブリックコメントに寄せられた御意見と、これに対する考え方を御紹介させていただくとともに、内容の実質的な変更を伴わない技術的な修正についても併せて御説明させていただき、「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂について御審議いただき、御意見を頂戴できればと考えております。

限られた時間での審議となりますので、御協力よろしく申し上げます。

○岡村委員長 ありがとうございます。それでは、最初の議題に入っていきたいと思っております。

まずは、事務局から、資料3につきまして説明をお願いいたします。

○猪俣室長 資料3を投影させていただきました。これにつきましては、問題意識としまして、我が国企業または研究機関からの海外への技術流出が依然として続いているところでございます。

こうした中、外国の法令遵守のために、日本の不正競争防止法に違反する行為がなされる可能性が懸念されるところでございます。不正競争防止法では、海外への営業秘密漏え

い対策の一環として海外重罰の規定を設けております。すなわち、相手方が日本国外においてその営業秘密を使用する目的を有することを知った上での営業秘密不正開示行為について、通常より重い処罰を規定しているところでございます。

こうした先ほど申し上げた懸念に対応すべく、逐条解説の改訂方針（案）として、逐条解説の中の海外重罰の対象となる「開示」に関しまして、脚注において、例えば、資料でお示ししているような文言を追加して解釈の明確化を図りたいと考えてございます。この逐条解説は、可能であれば今年の4月1日の施行までに刊行したいと思っているところでございます。

具体的な内容については、営業秘密侵害罪について、当該行為が、政府に対して情報提供を義務づけることを内容とする外国の法令に基づく行為であることの一事をもって、違法性が阻却されるものではない、こうしたことを脚注に書いていきたいと思っているものでございます。

資料3の説明については以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がありました逐条解説の改訂を通じた解釈の明確化につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら発言をお願いできますでしょうか。挙手をお願いできましたら幸いです。――特にございませんでしょうか。

では、私から質問させていただきますが、この新たに付け加わるものというのは、刑法35条等の関係というように理解してよろしいのでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

○猪俣室長　はい、そのように考えてございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。ほかに御質問、御意見などございますでしょうか。――ありがとうございます。

では、特に御意見などはないものとしたしまして、この方向で事務局のほうで整理いただき、4月1日の改正法施行に向けて逐条解説の改訂作業を進めていただくことにしたいと思います。

では、次の議題に入っていきたいと思えます。

まずは、事務局から資料4につきまして御説明をお願いいたします。

○猪俣室長　ありがとうございます。資料4、続いて資料5について併せて御説明を差し上げたいと思えます。「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂に向けたパブリックコメントの結果でございます。

まず資料4でございます。こちらは、パブリックコメントでいただきました御意見を踏まえて修正した箇所、また御意見に対する考え方についてまとめたものでございます。この場をお借りしまして、パブリックコメントに際して御意見をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

たくさんございますので、この中から幾つかをかいつままで御説明を差し上げたいと思います。主に我々の修正に対して賛成をいただくもの、そして、誤記の整理、そして、我々のほうで修正漏れがありましたリンクが切れているURLの整理、また、漏えいの具体的な対策について、新しい方法の具体例の追加といった御意見をいただいたところでございます。

いくつかの例を申し上げます。まず1. 総論でございます。「基本的に法改正に伴う指針の修正であり、修正案に賛成する。今後、適宜、必要に応じて当該指針の見直しを行っていただくことを希望する。」といただいております。これについては、今後も必要に応じて本指針の見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、4ページでございます。その他というところで書いておりますが、これは、「パブリックコメントの文書がWordの変更履歴、いわゆるred versionで提供され、変更箇所が、既存のドキュメントとの対応で分かりやすくなっていると思います。しかし、最低限PDFで公開するのであれば、可読性を高めた、しおりつきPDFで開示すべきだと思います。」といった意見をいただいております。今回のパブリックコメントではそういう対応はできませんでしたが、今後のパブリックコメントの募集に際しては参考にさせていただきたいと思っております。

続いて6ページでございます。「秘密情報の保護ハンドブック」についてでございます。1. 総論でございます。「AIを活用する際の留意点、経済安全保障推進法施行後の留意点等の環境の変化に対応したタイムリーな改訂が含まれ、また多くのコラム等についても追記がなされており、企業だけではなく、大学に対しても情報管理の重要性について注意喚起する修正になっており、修正案に賛成する。なお、今後、当該ハンドブックの改訂について普及を図るに当たり、中小企業や大学関係者にも分かりやすい簡易版の説明資料を作成いただくことを希望する。また、今後も、適宜、必要に応じて当該ハンドブックの見直しを行っていただきたい。」といただいております。こうしたことを踏まえまして、我々のほうでも、右側に書いておりますけれども、『大部にわたる本ハンドブックを利用する上での導入となる手引・要点をまとめた「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」も

作成・公表しており、この資料も紹介・併用しながら、営業秘密の管理・保護に関する啓発に努めるようにしたいと思っています。』といったことなどを書かせていただいております。

また、その下、改訂内容の記載についてでございます。『非常に重要な「生成A I」に関して追加することは賛成です。しかし、主に管理すべきは、外部の生成A Iで、かつデータの利活用が管理されていないものであり、必要以上に生成A Iに関して利活用を躊躇してしまう記載は避けるべきだと思います。外部のA Iにおいても、そのA Iサービス提供者との間で、入力したデータのほかへの利活用を活用しない旨の契約、運用が保証されれば、外部の生成A Iにおいても、効果的に利活用すべき。』こういった意見をいただいております。これについては、「総論に当たる冒頭において、生成A Iの活用を通じた利便性などの効用にも言及することとし、その利用・活用への萎縮がないよう配慮いたしました。なお、その他の箇所につきましては、漏えい防止に向けた具体的な対案・措置に関する注意事項でありますことから、原案のままとさせていただいている。」といったことの記述をさせていただいております。

そのほか、幾つか技術的な修正の必要な点について御指摘いただいているので、おおむね反映させていただいているものが中心かと思っております。

少し飛んで20ページを御覧ください。こちらは、今後、また関係機関・関係団体とも確認させていただいて、今回の修正ではまだ間に合っていないかもしれませんが、修正のほうを公表までにしたいというものでございます。『取引先の管理能力の事前確認。取引先の決定に当たっては、当該相手方が秘密情報を適切に管理し、かつ、自社からの情報管理に係る要請に適切に対応できる能力を有するか否かを、事前調査や、I SMS（情報セキュリティーマネジメントシステム）などの基準・認証・資格などを参考としつつ、事前に確認することが重要です。例えば、事前調査やプライバシーマーク、I SMS、CBPRなどの基準、こういったものの追加を提案する。』といただいております。

これについては、先ほど申し上げたとおり、関係機関・関係団体にも確認させていただいて、今回の改訂版の公表までに修正させていただきたいと思っております。

以上が、資料の4でございます。

それ以外に、資料5で、当方で技術的な修正としてさせていただいているものがございます。基本的には、冒頭申し上げたような誤記の整理、リンク切れのURLの整理ですとか、新しい手法の具体例の追加をさせていただいております。また、記載の平仄を合わせ

る上で、例えば4ページ、5ページ、「営業秘密情報」と書いておりますのは、「営業秘密にあたる情報」ですとか、こういったような修正をさせていただいております。

それ以外にも、3ページにありますけれども、「プライバシー・人権を保護するための個人情報保護法等の法的要求を満足できる」といったものを削除させていただいたり、関係法令の規定ぶりに合わせて、個人情報保護法に関する記述について整理させていただいているものでございます。

こうしたものを全て反映させたものを、参考資料として提示させていただいております。

以上が、主なパブリックコメントの内容と技術的修正、そして、それを踏まえた修正となっております。資料4と資料5、参考資料1と参考資料2についての説明は以上となります。

○岡村委員長　ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたパブリックコメントを踏まえての考え方、「限定提供データに関する指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂案につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。特に目につかれたところなどはございませんでしょうか。今お手をお挙げいただいたのが……。では、末吉先生、お願いいたします。

○末吉委員　ありがとうございます。基本的には、御説明いただいたところに従って全く問題はないと思っております。

一つだけ意見を申し上げますと、資料4の6ページ辺りなのではないかと思うのですが、最近、生成AIのブームを反映して、生成AIと営業秘密との関係については各方面からいろいろ御疑問、御質問をいただいているところでもございます。これは今後の課題だと思うのですが、この論点を知財室におかれてもいろいろお集めいただいて、今後の課題としてもう少し方向性を示すということはもしかすると必要なのかもしれないなと思っておりますので、この点を御考慮いただけたら大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございました。私も基本的に末吉委員の御指摘に賛成でございます。今の点も含め、また、ほかの点でも結構でございますので、ほかの委員の先生方から御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。今、杉村委員からいただいておりますね。お願いいたします。

○杉村委員　ありがとうございます。パブコメの意見をまとめてご提示いただき、また、この短期間に修正していただきまして、ありがとうございます。「限定提供データに関する指針」と「秘密情報の保護ハンドブック」の修正については賛成でございます。

先ほど末吉委員もおっしゃいますように、AIに関する技術の進展は非常に早く進んでおりますので、先ほど事務局からも御説明がございましたように、適宜、見直しをしていただきたいと思います。今後の見直しに当たりましては、AIの進展状況や、秘密情報、限定提供データに関する種々の問題、それから、先ほど末吉委員もおっしゃいましたことと同様に、私どもにも寄せられる多くの問い合わせがございますので、適宜ヒアリングしていただく等して、必要な改訂等をぜひお願いしたいと思います。今回のこの指針とハンドブックの改訂案には賛成でございます。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。ほかの委員の先生方、何か御質問、御意見はございますでしょうか。今出ているAIの問題は広島G7でも問題になった点でありますので、非常に重要な点であるように私個人は認識しております。ほかにはございませんでしょうか。

では、事務局、今の点につきまして何か御意見ございましたらお願いいたします。

○猪俣室長　御指摘いただきまして、ありがとうございます。生成AIと営業秘密の関係、いろんな議論がなされてきていると思ってございます。

まず、原則として、最近よく法の中で出ておりますのは、著作権法との関係、いわゆる著作物の関係ですとか、個人情報漏れるリスクがあるのではないかということで、まずその使い方をしっかりと気をつけなければいけない。そういう意味では、営業秘密といったものが、生成AIを使う、使わないにかかわらず、漏れないようにしっかりと技術の使い方をしなければいけないということだろうと思います。

他方で、生成AIの進歩は非常に進んで、我々の想定せざるを得ないような進み方もしているということで、思わぬ方向に何かがなされていくという可能性も全くゼロではないと思っております。今回の「秘密情報の保護ハンドブック」などでは今年の4月までに公表するものですから、まだ何か大きくこうした方向性がある、ないということについては、記載することは公表物としてはなかなか難しいかもしれませんが、我々のハンドブックを公表させていただいた後も、引き続き、技術の動向ですとか、各国の動向を注視させていただきまして、必要に応じて、またこの審議会を通じて御議論させていただければと思

ております。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。要するに、今回はもうこれで一旦、文案としては固めますけれども、今後の課題として検討していきたいという御趣旨と理解いたしました。ありがとうございます。

では、ここからの修正作業につきましては、委員長である私に御一任いただきまして、その後、事務局から正式にパブリックコメントの結果を公表する形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。そういたしましたら、ここからの修正は、私が委員長として事務局と共に取りまとめさせていただきたく存じます。

ありがとうございました。事務局、これにて、本日予定しておりました議事は終了となるのですね。

○猪俣室長　はい。

○岡村委員長　では、皆様の御協力で少し早めに終わりましたので、もし可能でしたら、名簿順にお一人1分以内ぐらいで簡単に、今年度最終回となりますので、スピーチいただけましたらありがたいと思っておりますけれども。まず、河野委員、お願いできますでしょうか。

○河野委員　ありがとうございます。岡村委員長はじめ皆様、大変お世話になり、ありがとうございます。また、事務局の方におかれましては、時間の制約のある中、意見をお聞きいただき、おまとめいただき感謝をしております。

私からは、特に不正競争防止法の改正の形態模倣のところについては、リアル、バーチャルを行き来する形態模倣のところについて特に強い問題意識を持っておりましたので、その点意見を述べさせていただき、それについて皆様と御議論ができて、それを踏まえた形で逐条解説等にも論点をクリアにさせていただけたというところで非常に感謝をしております。

今期、非常に短い間ではありましたが、ありがとうございました。

以上です。

○岡村委員長　こちらこそ、ありがとうございました。私も同じ思いでございます。

では、続きまして、小松委員お願いいたします。

○小松委員　ありがとうございます。同じこととなりますけれども、短い間におまとめ

いただきまして、ありがとうございました。

私自身は法律の専門家ではありませんでしたので、いろいろ勉強させていただきました。それから、今回のガイドライン等につきましても、これをどう広めるかということが非常に難しく、かつ重要だなど思っておりますので、ぜひこれからもよろしく申し上げます。そして、私はセキュリティーが専門なのですが、AIとセキュリティーというのは今非常にホットな話題になっており、様々な観点でセキュリティーの必要性が言われています。技術的にも学術的に解決しなければいけないところはまだまだ多く、その解決を社会に反映できるようにやっていきたいと思っています。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。

続きまして、下川原委員、一言いただけますでしょうか。

○下川原委員　下川原でございます。日本知的財産協会から参加させていただきました。岡村委員長、そして事務局の皆様、また委員の皆様、短い間でしたけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。

先ほどAIのお話が出ましたけれども、どんどん進んでいくと思います。我々、実務家として産業界で実務を重ねまして、また、そういったところの意見など、機会がございましたら述べさせていただいて進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。

では、末吉委員をお願いします。

○末吉委員　末吉でございます。大変いろいろお世話になりまして、ありがとうございました。

今回のハンドブックなどのお話を伺っておりますと、どちらの企業においても、営業秘密であるとか、限定提供データが広がっていくことを目指しておられる。それが具体的に示されていると理解しております。片や、私は農林水産知財というのをいろいろ検討しているのですが、農林水産知財においては最先端の知財保護としてガイドラインが2つ発表されているのですが、この2つのガイドラインは、なんと限定提供データと営業秘密を活用して育種等の成果を水産業においては保護していくという立場が明確に示されております。そういう意味では、横広がりという意味でも、営業秘密であるとか限定提供データは非常に期待されているものであるということは明らかであると思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○岡村委員長　　大変ありがとうございました。非常に心強い思いでございます。

　　続きまして、杉村委員お願いいたします。

○杉村委員　　杉村でございます。岡村委員長はじめ事務局の皆様、そして委員の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございます。昨年の春に法改正が実現いたしました。その法改正の実現に当たりまして、岡村委員長はじめ事務局の方々の多大なるご尽力の下、法改正が実現したと思っております。

　　その法改正が実現いたしました後に、非常にタイムリーに「秘密情報の保護ハンドブック」、そして「限定提供データに関する指針」の改訂を早急にまとめていただきまして、感謝申し上げます。この「秘密情報の保護ハンドブック」と「限定提供データに関する指針」に関しましては、先ほど末吉委員もおっしゃいました農林水産分野の業界のみならず、様々な分野・業界に全て関係することでございます。特に生成AIの利活用が進んでいる中で今後もこの秘密情報の保護、そして、限定提供データに関する事項に関しては、多くの課題が出てくると思います。今後も、日本の経済の発展、知的財産の適切な活用のためには、事務局の皆様のお力添えが必要だと思っておりますので、必要に応じたタイムリーな法改正、そして、このハンドブック等の必要に応じた見直しをお願いしたいと思います。

　　どうもありがとうございました。私も大変勉強になりました。

○岡村委員長　　ありがとうございます。私も同じ思いでございます。

　　田村委員、一言お願いできましたら幸いです。

○田村委員　　どうも田村です。今回の委員会では、岡村委員長はじめ委員の皆様、また事務局の皆様にご世話になりました。ありがとうございます。

　　今回の逐条解説の前提となる改正、とりわけ不正競争防止法2条1項3号については条文がかなり単純でしたので、様々な解釈の余地があります。既に学説等では、リアルからバーチャルへのデッドコピーがどんな場合に認められるのか、あるいは認められないのかということに関してかなり議論が起こってしまっていて、じきにいろいろな論文公刊されるものと思います。私もその中に参戦しておりますけれども、今回の逐条解説も参考にしながら、引き続き、裁判例あるいは議論の動向を見守って、あるいは自分も参戦していきたいと思っております。

　　以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございます。田村論文に期待しております。

　　富田委員お願いいたします。

○富田委員　ありがとうございます。連合の富田でございます。今回の委員会におきましては、岡村委員長、委員の皆様方、そして事務局の皆様方に大変お世話になりました。特に、委員会の中では従業員向けのハンドブックの具体的な内容につきましても御議論いただいたことに大変感謝を申し上げたいと思いますし、引き続き、発刊に向けて、私ども、最大限協力・努力をしまいたいと思いますので、よろしくお願い致します。

様々な内容がどんどん多岐にわたっていく中で、それを職場で実践する労働者が、仕事をする上で、どこに気をつけなければならないのかということ、職業生活を送る上で大変重要です。知らなければならないことが大変多くて、労働者も情報に溺れる形となっております。本日のパブリックコメントの中にもありましたが、できる限り分かりやすい形で情報を整理し、企業の財産を守りつつ、労働者もしっかりとその役目を果たせる環境整備に引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○岡村委員長　ありがとうございます。確かに、今御指摘いただいたように、みんなが情報に溺れるような時代になってしまっているような状態かと存じます。

長谷川委員お願いいたします。

○長谷川委員　事務局の皆様、岡村先生はじめ委員の皆様方、短い間でしたが、ありがとうございました。既に先生方がおっしゃられているとおりですが、先般の改正を踏まえて、逐条解説から指針、ハンドブックに至るまで、立法の趣旨がしっかりと適切な形で明確に伝わるようになり、深く御礼を申し上げます。

個人的には、この不正競争防止法という法律は、世の中の変化に対して最も柔軟に対応し得る法律のひとつなのではないかと感じております。先般の改正がありましたが、今後の時代の流れ、変化に応じて新たな改正が必要になってくることもあると思います。その際には、ぜひ、また適切な改正がなされるよう検討のほどお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。

続きまして、畠山委員お願いいたします。

○畠山委員　岡村委員長はじめ皆様方、どうも初めまして。皆様方が収束の御挨拶をされている中、今回初めて参加させていただきます。昨年11月より久貝委員から替わりまして、日商の常務理事に着任いたしました。一旦、この議論、収束しているようですが、今の皆さんの話をお伺いすると、今後また必要に応じての変更とか、こうしたものをどう

やってお伝えしていくのかというところが非常に重要かと思えます。しっかりと私の立場でも進めていければと思いますし、今後、またこうした議論のときには少しでも御貢献できればと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○岡村委員長　ありがとうございます。こちらこそよろしく願いいたします。

では、最後に、水野委員、一言いただけますでしょうか。

○水野委員　水野でございます。岡村先生、委員の皆様、それから、事務局の皆様、本当にお世話になりました。ありがとうございます。私は、昨年秋、11月から委員として参加させていただき、その時点で、既に改正案は成立しており、その成立に至るまでの先生方及び事務局の方の御尽力は、いかほどだったかと、本当に頭が下がる思いで毎回参加させていただきました。

先ほどもお話がありましたが、生成AIに限らず、世の中の動きに応じて、様々な問題が生じ、中には裁判になるものもあると思います。裁判所としては今回の改正の趣旨を踏まえて適切に判断していくことになり、また実務の積み重ねの中で新たな問題が生じるなどした場合には改正の議論が必要になることもあるかと思えます。そのような場合には、我々としても必要に応じて、力になれるところがあれば協力させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございます。確かに、不正競争防止法というのは世の中の流れを、キャッチアップが一番柔軟にできるという点でも大変貴重な法制度であると思えます。

ということで、これにて本日予定しておりました議事が終了いたしました。

そこで、最後に、今後の予定などにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣室長　委員の皆様、本日はありがとうございました。昨年からの議論を審議会ですべていただいております。法改正、そして、この運用に向けての指針、ハンドブックをパブリックコメントも含めて準備させていただきまして、これらの討議につきまして感謝申し上げます。

本日の議論を踏まえまして、逐条解説についての改訂作業を引き続き進めてまいりますし、「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」につきましても、本日いただいた意見も踏まえまして、岡村委員長の御了解を得ました後に公表させていただく予定でございます。

また、先ほども富田委員からございました従業員向け啓発資料につきましても、引き続

き分かりやすい内容を目指しまして整理を進めております。今後の啓発に役立ちますよう、作成・公表の準備を進めてまいりたいと思います。また、場合によっては、委員の皆様引き続き御相談申し上げることもあると思いますので、御協力よろしく申し上げます。

なお、別途開催されました外国公務員贈賄に関するワーキンググループにおいては、昨年の不正競争防止法の改正を踏まえて、「外国公務員贈賄防止指針」の改訂についても検討してまいりました。こちらでも同じタイミングでパブリックコメントを実施しており、その結果を踏まえて最終的な改訂案を、明日開催しますワーキンググループにおいても御議論いただく予定でございます。「外国公務員贈賄防止指針」についても、まとめり次第公表させていただく予定となっておりますので、この場をお借りして御報告申し上げます。

以上でございます。

○岡村委員長　　本日は、最後の小委員会となります。つきましては、事務局より一言ございましたらお願いいたします。

○井上審議官　　経済産業省の大臣官房審議官をしております井上でございます。本日も、岡村委員長はじめ皆様に活発な御議論を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。事務局を代表いたしまして、一言御挨拶をさせていただきます。

昨年11月から3回、本委員会で御審議をいただきまして、「限定提供データに関する指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」について、改訂案の取りまとめに本日至ったところでございます。議論をまとめていただきました岡村委員長はじめ委員各位の皆様改めて御礼を申し上げます。そして、年末年始を挟んで実施させていただいたパブリックコメントにおいては、団体、企業、個人の方から貴重な御意見を多数頂戴いたしました。これも営業秘密・限定提供データなど、企業が保有する情報がビジネスにおいて競争力の源泉として重要な財産であり、その適正な管理への関心が高いことの証左だと考えております。この場をお借りしまして、御意見をお寄せいただいた皆様にも御礼を申し上げたいと思います。

昨年改正された不正競争防止法は今年の4月1日施行という予定になっております。本日の御議論でも、この改正法、そして各種のハンドブックなどの資料の普及啓発が大事だというお話をいただきましたけれども、引き続き私どもとしてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。例えば、昨年12月以降は特許庁や内閣府さんとも連携をいたしまして、産業財産法や経済安全保障推進法とともに、この不正競争防止法の改正内容につい

て全国20か所で説明会を開かせていただいて説明をさせていただいているところでございます。本小委員会で御審議いただきまして改訂案の取りまとめをされた各資料についても、今後の周知活動で積極的に紹介してまいりたいと考えております。

最後に、本日の審議の中でも出てきましたA Iとの関係でございますけれども、営業秘密などの情報の適正な管理と法律による保護の問題だけではなく、御指摘のとおり、A Iと知的財産などの新しい課題についての議論も進んできているところかと思っております。不正競争防止法を取り巻く課題につきましても、本日の議論も踏まえて不断の検討を進めていきたいと考えております。

委員の皆様には、また改めて御相談をさせていただく場面もあるかと思っております。引き続き御指導をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○岡村委員長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、第25回不正競争防止小委員会を閉会といたしたいと思っております。本日は皆様大変ありがとうございました。

——了——